

雫石町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の適正な実施及び町民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進を図ることについて、基本理念を定め、町、事業者、町民及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、町が講じる措置について必要な事項を定め、もって持続可能な地域づくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）等、自然の営みから得られるエネルギー源であり、かつ、永続的に利用できるものをいう。
- (2) 再生可能エネルギー設備 再生可能エネルギーを電気又は熱に変換する設備及びその附属設備並びに系統用蓄電池設備をいう。ただし、住居として使用される建物の屋根若しくは屋上又は当該建物の内部に設置するものを除く。
- (3) 再生可能エネルギー事業 再生可能エネルギー設備を用いて変換したエネルギーを自ら利用し、又は他者に利用させ、対価その他の利益を得る行為をいう。
- (4) 事業者 町の区域内において、再生可能エネルギー設備を設置し、又は当該設備を用いる再生可能エネルギー事業を行う者をいう。
- (5) 特定事業者 事業者のうち、再生可能エネルギー事業の実施に伴い、生活環境に相当程度の影響を及ぼすおそれのある事業者として規則で定める者をいう。
- (6) 土地所有者等 土地の所有者、占有者及び管理者をいう。

(基本理念)

第3条 再生可能エネルギー事業は、町、事業者、町民その他の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。

2 再生可能エネルギー事業は、自然環境、防災、景観その他の町民の生活環境（以下「生活環境」という。）に配慮し、適正に行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、地域におけるエネルギー利用の方針を示し、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの利用及び町民による主体的な再生可能エネルギーの利用を促進するとともに、必要な措置を実施するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、実施する事業が第3条に規定する基本理念にのっとり事業になるよう必要な措置を講じるとともに、町長の実施する措置に協力するよう努めなければならない。

(町民の責務)

第6条 町民は、主体的な再生可能エネルギーの利用に努めるとともに、町長の実施する措置に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第7条 土地所有者等は、第3条に規定する基本理念に反するおそれのある事業を行う事業者

に対して、当該土地を使用させることのないよう努めなければならない。

(指針)

第8条 町長は、地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用及び町民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地域のエネルギー利用と持続可能な地域づくりに関する方針
- (2) 住民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項
- (3) 地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項
- (4) 生活環境に関して配慮すべき重要事項
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、町長が必要と認める事項

3 町長は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、指針の改定について準用する。

(禁止区域)

第9条 事業者は、法令に特別の定めがある場合を除き、次に掲げる区域（当該区域に事業区域の一部が含まれる場合は、当該事業区域の全部を含む。）において、事業を実施してはならない。

- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域及び第9条第1項の土砂災害特別警戒区域
- (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
- (3) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域
- (4) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の砂防指定地

2 町長は、事業者が前項の規定に違反するおそれがある場合又は違反した場合は、期限を定めて事業の中止その他必要な措置を講じるよう勧告を行うものとする。

(抑制区域)

第10条 町長は、災害の防止又は良好な自然環境、景観、歴史的・文化的価値、森林若しくは農地等の保全のために配慮の必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、事業者に対し事業の抑制について協力を求めることができる区域（以下「抑制区域」という。）を指定することができる。

2 町長は、必要があると認めるときは、前項の規定により指定された抑制区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

(届出)

第11条 特定事業者は、あらかじめ、規則で定める事項を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、これを公表しなければならない。

3 町長は、特定事業者が届出を行わなかったときは、当該事業者に対し、期限を定めて、届出を行うよう勧告するものとする。

(変更等の届出)

第12条 前条第1項の規定により届出を行った特定事業者は、届け出た内容を変更したときは、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。

2 特定事業者は、前条第1項の規定により届け出た事業（以下「特定事業」という。）を中断又は中止したときは、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定による届出について準用する。

（住民への説明）

第13条 特定事業者は、第11条第1項の規定による届出後、遅滞なく、届出の内容を周知させるための公開による住民説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。ただし、次条に規定する協議会を設置する場合は、この限りでない。

2 特定事業者は、説明会への参加案内の範囲及び開催場所等について事前に町長と協議するものとする。

3 特定事業者は、説明会を開催するに当たっては、あらかじめ、相当な期間を置いて説明会の開催を一般に周知しなければならない。

4 特定事業者は、説明会を開催したときは、規則で定める事項を、速やかに、町長に報告しなければならない。

5 町長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を公表しなければならない。

6 町長は、特定事業者が次条に規定する協議会を設置しないにもかかわらず説明会を開催しないとき又は第4項の規定による報告をしないときは、当該事業者に対し、期限を定めて、当該説明会を開催し、又は報告をするよう勧告するものとする。

7 特定事業者は、説明会においてその事業計画について住民から申入れがあった場合は、誠意をもって対応しなければならない。

（協議会）

第14条 特定事業者は、その事業計画に関し、必要な事項について協議を行うため、住民代表、各種団体の代表者及び関係機関の職員、識見を有する者等で構成する協議会（以下「協議会」という。）を設置することができる。

2 特定事業者は、協議会を設置しようとする場合は、第11条第1項の規定による届出の際にその旨届け出るものとする。

3 特定事業者は、協議会への出席者及び開催場所等について事前に町長と協議するものとする。

4 協議会は、公開により開催するものとする。

5 特定事業者は、協議会を開催したときは、規則で定める事項を、速やかに、町長に報告しなければならない。

6 町長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を公表しなければならない。

7 町長は、特定事業者が第5項の規定による報告をしないときは、当該事業者に対し、期限を定めて、報告をするよう勧告するものとする。

8 協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定めるものとする。

9 特定事業者は、協議会においてその事業計画について構成員から申入れがあった場合は、誠意をもって対応しなければならない。

（助言）

第15条 町長は、特定事業者に対し、指針、住民その他関係者からの意見に基づき、助言をする

ことができる。

(報告及び資料の提出)

第16条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者に対し、特定事業の実施に関し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 町長は、前項の報告又は資料の提出がないときは、当該事業者に対し、期限を定めて、前項の報告又は資料の提出をするよう勧告するものとする。

(立入調査)

第17条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者の同意を得て、その職員に、特定事業を行う事業場に立ち入り、当該事業の実施状況等について調査させることができる。

2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(地位の承継)

第18条 特定事業者から相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した者は、承継の日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

(事業区域の適正管理)

第19条 特定事業者は、特定事業を実施している間、自然環境及び生活環境への被害又は災害が発生しないよう当該事業区域を適正に管理するとともに、当該事業に係る保守点検及び維持管理の実施について年1回町長に報告しなければならない。

(災害及び事故発生時の対応)

第20条 特定事業者は、特定事業区域内における災害及び当該災害に起因する自然環境及び生活環境への被害が発生するおそれがあると認められるときは、速やかに現地を確認し、早急に必要な措置を講じるとともに、地域住民等に周知し、町長に通報しなければならない。

2 町長は、特定事業者から前項に規定する通報を受けたとき又は同項の被害が発生すると想定されるときは、当該事業者に対し、当該事態が生じることを防止するために必要な措置を講じることが求められることができる。

3 特定事業者は、特定事業の実施に伴い事故等が発生したとき又は住民等と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講じなければならない。

(事業終了の届出)

第21条 特定事業者は、特定事業を終了したときは、規則で定めるところにより、速やかに町長に届け出なければならない。

(事業終了後の適正処理等)

第22条 特定事業者は、特定事業を終了したときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)その他の関係法令に基づき、再生可能エネルギー発電設備(以下「発電設備」という。)その他当該事業に用いた設備等を速やかに撤去し、適正に処理しなければならない。

2 特定事業者又は土地所有者等は、特定事業終了後に残された施設について、災害又は生活環境への被害等が発生することのないよう適正に管理するとともに、当該事業区域を原状に回復する措置を講じなければならない。

3 特定事業者は、発電設備の維持管理並びに特定事業終了後の撤去及び処分に係る費用を計画的な積立て等の方法により確保しなければならない。

(認定)

第23条 町長は、住民による主体的な再生可能エネルギーの利用を目的とし、かつ、地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用となる事業のうち、特に持続可能な地域づくりに資すると認められる事業について、指針に基づき、当該事業を地域主導型再生可能エネルギー事業（以下「地域主導型事業」という。）と認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする事業者は、規則で定める事項を記載した地域主導型事業計画書を、町長に提出しなければならない。

3 町長は、認定した地域主導型事業の内容を、速やかに、公表しなければならない。

4 町長は、認定した地域主導型事業に関し、必要な助言、指導その他の支援をすることができる。

(措置勧告)

第24条 町長は、再生可能エネルギー事業に関し、生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を実施するよう勧告することができる。

(許可等への配慮)

第25条 町長は、事業者が前条の勧告に従わなかったという事実がある場合は、当該事業の実施に必要な町長の許可、認可又は認定等（以下「許可等」という。）の審査に際し、その事実を配慮することができる。

2 町長は、事業者が前条の勧告に従わなかったという事実がある場合は、当該事業の実施又は継続に必要な許可等の権限を有する者に対し、その事実を通知し、当該通知の内容について配慮するよう要請することができる。

(公表)

第26条 町長は、第9条第2項、第11条第3項、第13条第6項、第14条第7項、第16条第2項又は第24条に規定する勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合において、町長は、当該勧告に従わなかった者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えるものとする。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の雫石町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に発生した地位の承継及び同日以後に実施する事業について適用する。